

最初にお読みください。

入学料減免制度及び申請方法等について

甲府昭和高等学校事務室

◇対象者

入学料の減免制度とは、次のいずれに該当する場合、入学料が減免 5,650 円（全額免除）となる制度です。（「山梨県立学校授業料、入学料及び入学審査条例」の規定による）

- ①生徒の入学の前年度において、保護者が天災その他不慮の災害を受けたため、著しく生活困難と認められた場合。
- ②保護者が交通事故等により死亡し、または長期の傷病にかかったため、著しく生活困難と認められた場合。
- ③生活保護法第 6 条に規定する被保護者の世帯またはこれに準ずる程度に困窮している世帯と認められる場合。

◇申請手続

次の申請書類を記入または写しを作成し学校に提出します。

◆全員が提出するもの

- ・減免申請書（第 1 号様式）
- ・実情調査書（第 2 号様式）
- ・口座振替依頼書（第 2 号様式）
- ・入学料減免提出書類チェックリスト

◆生活保護世帯の場合

- ・生活保護受給証明書

◆その他

- ・チェックリストを参照し提出書類を御用意ください。

◇申請書等記入の注意点

◆減免申請書（第 1 号様式）

- ・日付は学校に提出する日を記入してください。
- ・生徒住所、生徒氏名、保護者住所、保護者氏名に記入し、氏名欄には押印をお願いします。
- ・「電話番号欄」は、日中の時間帯で保護者に連絡が可能な番号を記入してください。
- ・「理由欄」は、申請理由を記入してください。
- ・「減免の期間」欄は記入不要です。
- ・「家族状況」欄は、住民票による同一世帯全員を記入してください。入学生を含め、お子さんも全員記入してください。「年所得」欄は、令和 6 年分を記入してください。金額は提出していただく源泉徴収票で確認してください。

◆実情調査書（第 2 号様式）

該当項目を記入した上で、市町村役場窓口に、別紙「山梨県立高等学校の授業料及び入学料減免のための実情調査書について（補足）」とともに提出し証明を依頼してください。金額等の欄は市町村で記入してくれます。あるいは、課税証明書を発行し、これを添付書類として、実情調査書に市町村長名の記載押印をしてくれますので、これを学校に提出してください。

い。

※市町村窓口で証明できる所得状況等は、現時点では令和6年分となります。令和6年分でのいかと窓口で問われるかもしれませんが、この証明は所得がある家族がだれなのかを確認するのが目的なので、令和6年分でも問題ありません。

※課税証明の発行等には手数料が発生しますが、この負担は各自でお願いします。

◇今回申請しない場合の対応

本資料等を受領したが、申請要件に該当しないことが判明した等の理由から、今回は申請しない場合は、別添の「入学料減免未申請確認書」を必ず提出してください。

◇提出期限

令和7年4月18日（金）までに学校事務室へ提出してください。

入学料減免を申請する場合も、しない場合もいずれも必要な書類を提出してください。

◇問い合わせ先

学校事務室 電話 055-275-6177